

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、カリキュラム・オーバーロードの解消と２０２６年度政府予算に係る意見書

厳しい財政状況の中、独自財源を活用して人的措置等を実施する自治体も存在する一方で、自治体間で教育格差が生じることが深刻な問題となっています。義務教育費国庫負担制度に関しては、２００６年に国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた経緯があり、国としては、全国どこに住む子どもでも一定水準の教育を受けられることを憲法上の要請としています。

また、現在、学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置などといった多岐にわたる課題が山積しており、文部科学省の調査（２０年度）では小・中・高をあわせた不登校児童・生徒数が４１万人を超え、特に小・中学校で１１年連続増加し過去最高となっている現状があります。そのような中で、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することが困難になっています。学校の働き方改革を推進するためには、加配教員の増員や少数職種の配置改善を含む教職員定数の見直しが不可欠です。

さらに、現状の教育課程基準に沿って設定された学校のカリキュラムは、授業の時数と内容が過度に詰め込まれているため、子どもも教職員も極めて大きな負担を強いられている状態です。このため、次期学習指導要領では内容の精選と標準授業時数の削減が強くもとめられます。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 子どものゆたかな学びと育ちを保障するため、授業の時数と内容が過度に詰め込まれている状態の早期改善にむけ、学習指導要領の内容の精選等をおこなうこと。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
4. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減はおこなわないこと。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月26日

兵庫県南あわじ市議会議長 久 米 啓 右

意見書提出先

衆議院議長	額賀福志郎様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
参議院議長	関口昌一様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
内閣総理大臣	石破茂様 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
財務大臣	加藤勝信様 〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1
総務大臣	村上誠一郎様 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館
文部科学大臣	あべ俊子様 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2